

函館市都市計画マスタープラン市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針であり長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものである都市計画マスタープランの見直しにあたり、市民の意見を反映させるため、函館市都市計画マスタープラン市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市の都市計画マスタープランの見直しに係る提案書を作成し、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員9人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市内で活動する関係団体の構成員
 - (3) 市内でまちづくり活動を行っている学生で構成される団体の構成員
 - (4) 一般公募による者
- 2 委員の任期は、市長が指定した日から市長に提案書を提出した日までとする。

(座長および副座長)

第5条 懇話会に座長および副座長各1人を置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の事務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。

(謝礼)

第7条 市長は、委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の運営に係る庶務は、函館市都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。